

## 川崎市教育改革推進会議運営要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について推進会議の委員の意見を求める。

- (1) 市の教育改革等の在り方等に関すること。
- (2) かわさき教育プランの進捗状況に関すること。
- (3) かわさき教育プランの策定に関すること。

## (構 成)

第3条 推進会議は、13人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、市民、本市の教職員代表のうちから、教育長が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 教育長は、特別の事項について意見を聴取するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、特別の事項に関する意見の聴取が終了したときは、退任するものとする。

## (推進会議の招集)

第4条 推進会議は、必要に応じて教育長が招集する。

## (関係者の出席)

第5条 推進会議において必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

## (庶 務)

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

## 附 則

この要綱は、平成17年 4月13日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年 3月25日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年 5月30日から施行する。